

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

東京都千代田区二番町5番地5
会社名 21LADY株式会社
代表者名 代表取締役社長 広野道子
(本名: 藤井 道子)
(コード番号: 3346 名証セントレックス)
情報取扱責任者: IR担当役員 猪熊建夫

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月17日開催の当社取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第7期定時株主総会において、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施工されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。

定款に記載されているとみなされている事項(取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人)につき、それぞれの変更案第4条(機関)、第7条(株券の発行)、第9条(株主名簿管理人)にその規定を置くものであります。

株主総会参考資料等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会の書面決議が認められるようになったことに伴い、取締役会の機動的な運営及び迅速な意思決定による経営の効率を高めるため、第21条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外監査役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮することを可能にするため、第34条2項(監査役の責任免除)を新設し、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定をおくものであります。

その他全般にわたり、構成の整備、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び項数の調整を行うものであります。

2. 変更案及び変更内容

変更案及び変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 3 1. (省略)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 (省略)</p> <p>[新設]</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は</u>、175,700株とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により</u>、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 [現行どおり]</p> <p>(目的) 第 2 条 [現行どおり]</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 [現行どおり]</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は</u>、175,700株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により</u>、取締役会の決議によって市場取引等により<u>自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することのできる株主若しくは登録質権者又は端株主とすることができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>[削除]</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>[新設]</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>[新設]</p> <p>(決議)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 . <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 [現行どおり]</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 . 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第15条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(代表取締役) 第19条 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 [現行どおり]</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役の選任決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 [現行どおり]</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第21条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 [現行どおり]</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会の決議によって、当社を代表する取締役を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第21条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規程により、社外取締役との間に同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 当社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>[削除]</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 [現行どおり]</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第30条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う</u>。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議を持って、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>[新設]</p>	<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 [現行どおり]</p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>[削除]</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u>。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第34条 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 35条 当会社の<u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、「中間配当」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 . <u>未払の利益配当金及びに中間配当金</u>には利息をつけないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">2 . <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未交付の配当財産</u>には利息をつけないものとする。</p>

本件に関するお問い合わせ先

2 1 L A D Y 株式会社 経営企画担当 03-3556-2121

以 上